

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款上の評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 代表理事の報酬は年額又は月額とし、その他の役員に対しては、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款に定める金額の範囲内で、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員報酬等は、別表に基づき支払うものとする。

- 2 評議員の報酬等は、定款に定める金額の範囲内において別表に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第6条 役員及び評議員には、別表のとおり、交通費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. 平成28年4月23日制定
2. 平成28年11月12日改訂
3. 平成29年11月30日改訂
4. 令和3年6月16日改訂

別表

報酬について

代表理事の報酬総額	年100万円以内
評議員の評議員会出席等の謝金として	不支給
役員の理事会出席等の謝金として	不支給
評議員及び役員を選考委員会出席の謝金として	
選考委員であるものは年、一人10万円以内 なお、事務局を担当する選考委員は年、一人15万円以内	
評議員及び役員が学術講演会の講演料として	1回5万円以内
評議員及び役員が京都化学者クラブの講演料として	1回1万円以内

ただし、謝金・講演料と報酬とを同時に受け取る場合は、代表理事については上記に定めた代表理事の報酬総額を超えることはできず、その他の評議員及び役員については一人について年16万円を超えることはできない。

また、評議員に関しては定款が定める評議員の報酬総額年60万円を越えることはできない。

なお、源泉所得税の徴収を要する場合は、上記の制約とは別異に考え、この徴収部分も、この法人の負担とすることを妨げない。

交通費及び宿泊費等の費用の支給について

府内又は隣接府県からくる評議員及び役員が財団の業務で往来する場合
都度、一人1万円以内

府外又は隣接府県以外からくる評議員及び役員が財団の業務で往来する場合
都度、一人、1万円以内
又は、新幹線普通乗車券代及び宿泊費を超えない実額以内

なお、源泉所得税の徴収を要する場合は、上記の制約とは別異に考え、この徴収部分も、この法人の負担とすることを妨げない。

以上